

# 平成30年度 外国人県民・児童生徒の居場所づくり事業 実施要綱

※平成29年度事業から変更している主な箇所を下線を付す。

## 1 目的

本要領は、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「H I A」という。）が、地域の外国人県民・児童生徒を対象とした、日本語教室、学習支援教室、母語教室（以下「地域の教室」という。）と、「外国人県民・児童生徒の居場所づくり事業（以下「居場所づくり事業」という。）」を共催して行なうために必要な事項を定める。

地域の教室では、居場所づくり事業を通じて、外国人県民・児童生徒が定期的集まることができ、地域社会で生活する拠点となる『居場所』になるとともに、日常生活や緊急時のセーフティネットとして機能するための、地域ニーズにあった取り組みを展開する。

## 2 居場所づくり事業の共催対象となる団体・グループ（以下「団体・グループ」という。）

(1) 地域のボランティア団体・グループ

(2) 次の①または②の要件を満たす市町国際交流協会等（以下「市町協会等」という。）

① ア. 急増する技能実習生や留学生の地域社会への参画や課題解決など、地域の多文化共生社会づくりのため、行政機関や（技能実習生受入）企業及び地域のボランティア団体・グループとの連携体制を構築し、取組みを行う用意があること。

かつ、

イ. 居場所づくり事業の所要経費合計額の1/2以上を市町協会等が負担すること

② 当該市町で唯一の役割を担う教室の財政基盤が弱いため、その維持運営が困難なこと。なお、教室の運営に市町の協力が得られていること。

## 3 事業実施手法

H I Aが負担金交付や教室運営等に対するアドバイスの役割を担い、団体・グループが地域の教室の運営に役割を担い、共催事業として実施する。

## 4 事業実施期間

平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

## 5 事業の実施要件

以下の条件をすべて満たすことを要件とする。

(1) 営利を目的とする団体・グループでないこと。

(2) 受講者の募集は、公開により広く行われていること。

(3) 活動に関する規約を有すること

(4) 年間収支が明瞭であること

(5) 代表者及び会計責任者の定めがあること（やむをえない場合を除き、代表者と会計責任者は別の者とする）

## 6 事業内容及びH I Aの支援（詳細については、別表 1 を参照のこと）

団体・グループは以下の（1）～（6）のメニューから複数申請可能とする。

項 目		対象者
基本メニュー	(1) 地域日本語教室の開催	外国人県民
	(2) 児童生徒対象の日本語教室・日本語による学習支援教室の開催	児童生徒
	(3) 児童生徒対象の母語教室・母語による学習支援教室の開催	児童生徒
	(4) 地域で急増するベトナム人等を対象とした教室の開催	
	① 母語を交えての日本語教室の開催	外国人県民
② 協会派遣コーディネータと進める日本語教室の開催	児童生徒	
追加メニュー	(5) 地域との交流活動や、外国人児童生徒の自立等を支援する事業の開催【拡充】	
	① 地域との交流活動事業の実施	外国人県民 児童生徒
	② 外国人児童生徒の社会的・職業的自立を支える事業の実施	児童生徒
	③ 外国人児童生徒の進路や進学を支える事業の実施	児童生徒

## 7 申請方法

共催実施を申請する者（以下「申請者」という。）は、以下のとおり申請書を提出したうえで、H I Aの承認を得なければならない。

### (1) 申請書類

① 「居場所づくり事業計画承認申請書」（様式 1、様式 1-1：該当事業分のみ）

※ 事業計画書個票については、申請メニュー分のみ記入して提出すること。

※ 負担金申請額は、事業計画書個票の事業の支出額の合計額とすること。

② その他：チラシ等参考資料〔任意〕

※ 上記①②のほかに、団体・グループ規約、役員名簿、法人格を有する団体・グループは貸借対照表・正味財産増減計算書等の財務諸表、活動履歴等の活動概要の分かるものを合わせて提出すること。c

### (2) 申請期限

平成30年2月23日（金）厳守

### (3) 申請先

公益財団法人兵庫県国際交流協会事業推進部多文化共生課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-1 国際健康開発センタービル 2 階

TEL：078-230-3261 FAX:078-230-3280 E-mail: [ibasho@net.hyogo-ip.or.jp](mailto:ibasho@net.hyogo-ip.or.jp)

## 8 計画承認

H I Aは、計画の内容・効果、地域バランス、申請団体の運営状況（持続可能な事業実施のための自主財源の確保状況なども参考とする）、受講者数、他機関からの助成状況、また居場所づくり事業予算の執行状況等を総合的に判断の上、共催実施の可否や負担予定額等を決定したうえで

で、「居場所づくり事業共催承認通知書」（様式2）により申請者あて通知するとともに、事業の実施方法等を規定した覚書を交わすものとする。

## 9 事業の変更・中止

共催を承認された者（以下「共催者」という。）は、次のような場合、事由の発生後1ヶ月以内に「居場所づくり事業中止・一部中止・変更承認申請書」（様式3）をH I Aに提出しなければならない。

H I Aは、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を「居場所づくり事業中止・一部中止・変更承認通知書」（様式4）により共催団体に通知する。

[参考] 中止・一部中止・変更の届出が必要な場合

### (1) 中止・一部中止

- ・教室・事業の運営を中止した場合
- ・教室で実施している講座のうち一部を中止した場合 等

### (2) 講座の対象や内容等が大きく変更した場合

- ・代表者の交代
- ・実施メニューの変更（例：母語教室→日本語教室への変更）
- ・講座の対象や内容等の大幅な変更（例：母語教室の言語の変更）
- ・H I A負担金交付額に影響のある講座回数の変更
- ・その他変更の届出が必要なもの

※ 軽微な変更（教室・事業の開催日時の変更等）については、届出は不要。

## 10 中間報告・実績報告

(1) 共催者は、年度上半期（平成30年4月～9月）の事業終了後に、「居場所づくり事業中間実績整理票」（様式5）及びその他提出資料を添付して平成30年10月19日（金）までにH I A理事長あてに報告しなければならない。

(2) 共催団体の長は、実施事業終了後に「居場所づくり事業実績報告書」（様式6）、「居場所づくり事業実績整理票」（様式7）及びその他提出資料を添付し、平成31年4月16日（火）までにH I A理事長あて報告しなければならない。

## 11 負担金の交付

(1) 共催者は、前条(1)に定める中間実績整理票の提出と併せて「居場所づくり事業中間報告兼負担金請求書」（様式8）をH I Aに提出することで、事業実施にかかる対象経費をH I Aに請求することが出来る。

(2) 共催者は、前条(2)に定める実績報告書等の提出と併せて「居場所づくり事業実績報告兼負担金請求書」（様式9）をH I Aに提出することで、事業実施にかかる対象経費をH I Aに請求することができる。なお、上記(1)の請求をした共催者は、その金額を差し引いた額をもって請求するものとする。

## 12 実施状況及び出納調査

H I Aは、共催団体の活動状況及び出納状況について、随時調査を行うことができる。

### 13 承認の取り消しと返還請求

(1) H I A理事長は、共催団体が次の各号に該当すると認めるときは、共催承認の全部又は一部を取り消すことがある。

① 虚偽その他不正な手段で協会から負担金の支給を受けたとき

② 負担金を目的外に使用したとき

③ その他 H I A の理事長が、本事業の共催者として不適切であると判断したとき

(2) H I A理事長は、上記(1)の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に負担金が支払われているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命じるものとする。

### 14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 事業内容及びH I Aの支援（平成30年度外国人県民・児童生徒の居場所づくり事業）

	メニュー	実施	要件	H I Aの支援
【基本メニュー】・基本メニューの中から、1項目以上を実施する必要がある。				
(1)	地域日本語教室の開催（外国人県民対象）	地域で生活するために必要な日本語を学び、あわせて日本の生活習慣や文化等にふれる機会を提供する。	年12回以上開催	負担金交付 @5,000円に実施回数を掛けた金額 上限：1講座15万円 （1団体2講座まで申請可能）
(2)	日本語教室・日本語による学習支援教室の開催（児童生徒対象）	日本語会話・識字能力を伸ばす教室。日本語を用いて学習支援を行う教室。 併せて、日本の生活習慣や文化等を学ぶ機会を提供する。	年12回以上開催	負担金交付 @5,000円に実施回数を掛けた金額 上限：1講座15万円 （1団体2講座まで申請可能）
(3)	母語教室・母語による学習支援教室の開催（児童生徒対象）	母語会話・識字能力を伸ばす教室。母語を用いて学習支援を行う教室。 併せて、日本の生活習慣や文化等に加え、母国の生活習慣や文化等を学ぶ機会を提供する。	年12回以上開催	負担金交付 @5,000円に実施回数を掛けた金額 上限：1講座15万円 （1団体2講座まで申請可能）
(4)	<u>地域で急増するベトナム人等を対象とした教室の開催</u>			
	① 母語を交えての日本語教室の開催	日本語と母語の両方で指導可能な講師等により、母語を交えて日本語を学び、また児童生徒への学習支援を行う教室。併せて、日本の生活習慣や文化等に加え、母国の生活習慣や文化等を学ぶ機会を提供する。	年12回以上開催	負担金交付 @5,000円に実施回数を掛けた金額 上限：1講座15万円 （1団体2講座まで申請可能）
	② 協会派遣コーディネータと進める日本語教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の生活に必要な日本語習得や支援者のスキルアップを図るため、協会が派遣するコーディネータと一緒に、教室の運営方法等の検討</li> <li>教室運営の方法や日本語学習支援のために必要なスキルの習得を図るためフォローアップ研修会等を実施</li> </ul>	HIA 日本語専門員と事業計画等を策定のうえ実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要回数内でコーディネータ派遣</li> <li>オリジナルテキスト（「できる？できた!! ぐらしのほんご」〔ベトナム語版〕）の提供</li> </ul>

	メニュー	実 施	要件	H I Aの支援
【追加メニュー】・基本メニューに加えて実施する。				
(5)	地域との交流活動や、外国人児童生徒の自立等を支援する事業の開催			
	① 地域との交流活動事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人との交流を図る多文化共生イベントや発表会</li> <li>・日本語、母語のスピーチ 大会</li> <li>・地域の人との交流を深める体験学習、県内視察 等</li> </ul>	明確な事業計画の事前提出	負担金交付 上限：100,000 円 負担割合 1 / 2  ※複数事業実施した場合でも上限額は同じ
	② 外国人児童生徒の社会的・職業的自立を支える事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先輩の体験談を聞き将来の目標を考えるワークショップ</li> <li>・心理カウンセラーや教員経験者等による心のカウンセリング</li> <li>・職業観を育む、或いは就活のための勉強会</li> <li>・就職のための面接練習会 等</li> </ul>	明確な事業計画の事前提出	負担金交付 @5,000 円に実施回数 を掛けた金額 上限：100,000 円
	③ 外国人児童生徒の進路や進学を支える事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園・入学のためのプレスクール</li> <li>・進路や進学のための相談会（親対象のものも含む）</li> <li>・高校・大学等への進学に向けた教員OB や大学生等による学習支援 等</li> </ul>	明確な事業計画の事前提出	負担金交付 @5,000 円に実施回数 を掛けた金額 上限：100,000 円